⑺　契約書の作成の要否　要。
⑻　施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴と同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　手続における交渉の有無　無。
⒀　対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshikazu Ishino, Finance Vice President, University of Tsukuba
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of School building, Special Needs Education School for the Physically Challenged, University of Tsukuba
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 PM, 25, December 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 PM, 20, February 2019 (tenders brought with : 3 : 00 PM, 20, February 2019)
⑹　Contact point for tender documentation : Division of Facilities Planning, Department of Facilities, University of Tsukuba 1―1―1, Tennodai Tsukuba-City, Ibaraki, Japan 305―8577, TEL 029―853―2282

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項及び第４項の規定に基づき厚生労働省の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年12月３日

厚生労働省大臣官房会計課長　横幕　章人

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　業種区分

⑴　建設工事

工事種別は、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表の29種類とする。

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

2　申請の場所及び時期

⑴　申請場所　一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、次のとおり都道府県を単位にブロック分けしているので、本社（外国からの申請者にあっては日本国内の主たる営業所）所在地の都道府県に対応するブロック内の別記１に掲げる申請受付機関のいずれか１か所に対して、本社が申請すること。

（北海道ブロック）
北海道
（東北ブロック）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
（関東甲信越ブロック）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
（東海北陸ブロック）
富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
（近畿ブロック）
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
（中国ブロック）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
（四国ブロック）
徳島県、香川県、愛媛県、高知県
（九州沖縄ブロック）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

⑵　申請時期　平成31年１月４日から平成31年１月24日まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く）とする。

なお、上記期間後も随時受付を行う。

3　申請の方法等

⑴　申請書の入手方法　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる申請受付機関で交付するほか、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）にて提供する。
⑵　申請書の提出方法　申請書には次の区分により必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出すること。

①　建設工事の場合

ア　営業所一覧表
イ　総合評定値通知書の写し（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が、定期受付は平成29年６月30日以降のもの。記２⑵なお書きの随時受付は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。また、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
ウ　建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
エ　共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
オ　納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ）
カ　申請書、総合評定値通知書、営業所一覧表及び共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合に限る）の写し１部

②　測量・建設コンサルタント等業務の場合

ア　測量等実績調書
イ　技術者経歴書
ウ　営業所一覧表
エ　登記事項証明書（法人の場合）
オ　登録証明書等
カ　財務諸表類
キ　納税証明書
ク　申請書及び営業所一覧表の写し１部

ただし、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第55条の８の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写し、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条の登録業者である場合、各登録規定による現況報告書の副本の写しの提出があれば、アからカまでに規定する書類について省略することができる。

なお、現況報告書の副本の写しは国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものでなければならない。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等　申請書及び添付書類は、日本語で作成されたものに限る。なお、外国語で記載してあるものについては、日本語の訳文を添付することとする。

4　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、一般競争に参加させないことができるとされている者。
⑶　建設工事を希望する者で建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
⑷　測量・建設コンサルタント等業務を希望する者で営業に関し法律上資格を必要とする者については、当該資格を有しない者。
⑸　申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者。